

# 農業に携わる皆様へ

平成30年7月豪雨災害への  
復旧支援策について  
(ver.2)

広島県農林水産局  
平成30年8月

# 目次

## 農地・農業用施設関係

- 1 農地やため池に堆積した土砂や流木を取り除きたい・・・ p.1
- 2 農地や農道、水路、ため池等を復旧したい・・・ p.2
  - 2-① 農地・農業用施設災害復旧事業・・・ p.3
  - 2-② 多面的機能支払交付金・・・ p.4
  - 2-③ 中山間地域等直接支払交付金・・・ p.5
- 3 危険なため池について早く知らせてほしい・・・ p.6

## 農作物・農業用機械関係

- 4 農業用機械や施設、農作物の損失補償を受けたい・・・ p.7
- 5 農業用ハウス、畜舎、果樹棚及び農業用機械等の修繕や再整備をしたい・・・ p.8
- 6 被災を機に作物転換や規模拡大を図るためにハウスや農業用機械を導入したい・・・ p.9
- 7 営農再開に必要な農業資材を購入したい、農業用機械を借りたい・・・ p.10
- 8 共同利用施設等を復旧したい・・・ p.11
  - 8-① 農林水産業共同利用施設災害復旧事業・・・ p.12
  - 8-② 平成30年7月豪雨被災施設整備等対策（強い農業づくり交付金）・・・ p.13
  - 8-③ 平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業・・・ p.14
- 9 鳥獣被害防止柵を復旧（再整備）したい・・・ p.15

## 果樹関係

- 10 樹園地・樹を復旧したい・・・ p.16
- 11 災害により果樹栽培に余分な労務がかかる・・・ p.17
- 12 果樹園の防除作業を委託したい・・・ p.18
- 13 かん水施設、モノレール又は園内道等を復旧したい・・・ p.19

## 資金関係

- 14 農業経営の再建及び維持安定を図るため低利な資金を借りたい・・・ p.20

## その他農業関係

- 15 農業経営の再開に向けて、専門家に相談したい・・・ p.22
- 16 復旧するまで働きたい、あるいは従業員を確保したい方の技術習得のための研修実施を支援します・・・ p.23
- 17 農業次世代人材投資資金を利用されている皆様へ・・・ p.24
- 18 農地中間管理事業を利用している借受者の皆様へ・・・ p.25

# 目次

## 畜産関係

- |    |                                  |         |
|----|----------------------------------|---------|
| 19 | 畜舎（酪農関係）の修繕や再整備をしたい              | ・・・p.26 |
| 20 | 畜舎（肉用牛関係）の修繕や再整備をしたい             | ・・・p.27 |
| 21 | 畜舎（養豚関係）の修繕や再整備をしたい              | ・・・p.28 |
| 22 | 死亡した家畜や廃用した家畜に代わる家畜導入を行いたい       | ・・・p.29 |
| 23 | 牛マルキン，豚マルキンの特例措置(生産者負担金免除等)を受けたい | ・・・p.30 |
| 24 | 自給飼料（飼料作物）の被害を軽減してほしい。           | ・・・p.31 |
| 25 | 被災による乳房炎を防止するため，搾乳機器の点検・補修等をしたい  | ・・・p.32 |

## 問合せ先

- |        |         |
|--------|---------|
| 問合せ先一覧 | ・・・p.33 |
|--------|---------|

## 1 農地やため池に堆積した土砂や流木を取り除きたい

土砂や立木等の撤去については、工事費用が1箇所当たり40万円以上であれば、災害復旧事業を活用することができ、農地の崩壊が同時に発生している場合は、一体的に扱うことができます。

また、1箇所当たりの復旧工事費が40万円に満たない小規模な被災についても、お住まいの市町によっては、市町単独の事業で復旧できる場合があります。

さらに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる地域の農地については、この交付金を活用して土砂等の撤去や農地及び水路等の復旧を行うことができます。

なお、被災状況の写真が無い状態で復旧を行った場合は、災害復旧事業の支援対象とはならない場合がありますので、まずは農地等がある市町にご相談ください。

### 【災害復旧事業スケジュール（めやす）】

時期	市町が行う手続き
平成30年8月～	農家からの要望に基づき復旧方法を検討
	復旧箇所の決定 ⇒【応急仮工事 ※1】
	復旧計画の策定 ⇒【応急本工事 ※2】
平成30年 9月～12月	国による災害査定（計画審査） ⇒【本工事】着手
平成31年1月～	補助率の決定 ※3

※1 被災が拡大しないための措置（ブルーシート、土のう）などの応急対策

※2 早急に復旧する必要がある場合は、国と協議すれば計画審査を待たずに復旧工事に着手することができます。ただし、被災写真が無い場合は、補助事業の対象とならない場合がありますので注意してください。

※3 激甚災害の指定により基本補助率が嵩上げされる見通しです。  
(全国過去5ヶ年の激甚災害における平均国庫補助率は概ね95%程度)

### 【留意事項】

\* 復旧方法は、原形に復旧することが原則となります。

補助事業制度	農地・農業用施設災害復旧事業
問合せ先	市町，県農林水産事務所（事業所）農村整備（第一）課

## 2 農地や農道、水路、ため池等を復旧したい

農地（水田・畑・樹園地）が崩落したり、用水源となるため池や堰（頭首工）、用水路やパイプラインが被災した場合には、次の事業を活用することができます。

事業内容等については、次ページ以降を確認してください。

### 【事業概要】

事業名	主な要件	補助対象	補助率等	備考
農地・農業用施設災害復旧事業	1箇所当りの復旧工事費が40万円以上	・農地及び農道、水路及びため池等の農業用施設の災害復旧	激甚災害指定により基本補助率が嵩上げされる見込み	国による災害査定（計画審査）が必要
多面的機能支払交付金	既に左記事業に取り組んでいる地域	・水路や農道の応急措置 ・農地に流入した流木やごみ等の撤去 ・機械のリース ・施設の補修 ・建設業者への請負	定額	
中山間地域等直接支払交付金	既に左記事業に取り組んでいる地域	同上	定額	

### 【留意事項】

\* 1箇所当たりの復旧工事費が40万円に満たない小規模な被災についても、市町単独の事業で支援している場合があります。

2-① 農地や農道，水路，ため池等を復旧したい  
（農地・農業用施設災害復旧事業）

農地（水田・畑・樹園地）が崩落したり，用水源となるため池や堰（頭首工），用水路やパイプラインが被災した場合は，工事費用が1箇所当たり40万円以上であれば，災害復旧事業を活用することができます。

また，1箇所当たりの復旧工事費が40万円に満たない小規模な被災についても，お住まいの市町によっては，市町単独の事業で復旧できる場合があります。

なお，被災状況の写真が無い状態で復旧を行った場合は，災害復旧事業の支援対象とならない場合がありますので，まずはお住まいの市町にご相談ください。

【災害復旧事業スケジュール（めやす）】

時期	市町が行う手続き
平成30年8月～	農家からの要望に基づき復旧方法の検討
	復旧箇所の決定 ⇒【 <u>応急仮工事 ※1</u> 】
	復旧計画の策定 ⇒【 <u>応急本工事 ※2</u> 】
平成30年 9月～12月	国による災害査定（計画審査） ⇒【 <u>本工事</u> 】着手
平成31年1月～	補助率の決定 ※3

※1 被災が拡大しないための措置（ブルーシート，土のう）などの応急対策

※2 早急に復旧する必要がある場合は，国と協議すれば計画審査を待たずに復旧工事に着手することができます。ただし，被災写真が無い場合は，補助事業の対象にならない場合がありますので注意してください。

※3 激甚災害の指定により基本補助率が嵩上げされる見通しです。  
（全国過去5ヶ年の激甚災害における平均国庫補助率は概ね95%）

【留意事項】

\* 復旧方法は，原形に復旧することが原則となります。

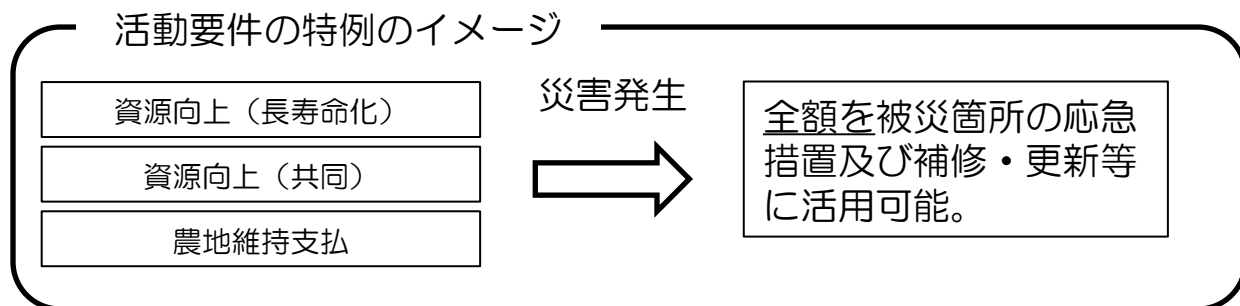
補助事業制度	農地・農業用施設災害復旧事業
問合せ先	市町，県農林水産事務所（事業所）農村整備（第一）課

## 2-② 農地や農道、水路、ため池等を復旧したい (多面的機能支払交付金)

多面的機能支払交付金では、活動計画書に記載した農業用施設を対象として、以下の用途に使用することができます。

- 農地維持支払
  - ・被災を受けた水路や農道の応急措置
  - ・農用地に堆積した土砂や流木、ごみ等の撤去
  - ・活動に必要な機械のリース
- 資源向上支払(共同)、資源向上支払(長寿命化)
  - ・被災した施設の補修
  - ・建設業者への請負や機械のリース

さらに、活動要件の特例を申し出れば、3つの活動の交付金全額を被災箇所の応急措置や補修・更新等に使えるようになります。



### 【留意事項】

- \* あらかじめ、農地のある市町へご相談ください。
- \* 活動要件の特例を受けたい場合は9月上旬ごろまでに市町へご相談ください。
- \* 災害復旧事業など他の事業との重複はできません。

補助事業制度	多面的機能支払交付金
問合せ先	市町，県農林水産事務所農村整備（第一）課

2-③ 農地や農道，水路，ため池等を復旧したい  
(中山間地域等直接支払交付金)

中山間地域等直接支払交付金は，協定参加者の話合いにより，地域の実情に応じた幅広い用途に活用できることとなっているため，農地や農業用施設の復旧に使用することができます。

【活用例】

- 水路や農道の応急措置
- 土砂や流木，ごみ等の撤去
- 機械のリース
- 施設の補修
- 建設業者への請負

【留意事項】

\*あらかじめ，農地のある市町へご相談ください。

補助事業制度	中山間地域等直接支払交付金
問合せ先	市町，県農林水産事務所農村整備（第一）課



### 3 危険なため池について早く知らせてほしい

---

豪雨災害後、国、県及び市町が、県内の全ため池の緊急点検を行っています。危険な状態にあるため池が見つかった場合は、市町を経由して、池の管理者や地域の皆様にご連絡します。

また、大雨時やその後にため池へ流れ込む水路や川の水の「急な濁り・量の増減」が発生している状況は、危険な兆候です。

このような異変を見つけたら、ため池には近づかず、すぐに避難して市町へ連絡するようにしてください。

補助事業制度	—
問合せ先	市町，県農林水産事務所（事業所）農村整備（第一）課

#### 4 農業用機械や施設、農作物の損失補償を受けたい

広島県農業共済組合の共済事業に加入されている方で、被災された方には、契約内容に応じて共済金が支払われます。

詳しくは、同組合の本所又は支所等へご相談ください。

##### 【共済事業の種類】

- ①農作物共済
- ②家畜共済
- ③果樹共済
- ④畑作物共済
- ⑤園芸施設共済
- ⑥建物共済
- ⑦農機具共済

##### 【連絡先】

事務所	電話番号	FAX番号
本所	082-262-4711	082-262-5155
広島支所	082-261-1112	082-261-1172
廿日市出張所	0829-32-5121	0829-32-5123
北広島支所	0826-72-3107	0826-72-4101
東広島支所	082-434-4337	082-434-4757
安芸津出張所	0846-45-5327	0846-45-5326
江田島連絡所	0823-45-2019	0823-45-2039
世羅支所	0847-22-0317	0847-22-0447
三次支所	084-970-1620	084-970-1625
福山支所	0824-66-3111	0824-66-3130

補助事業制度	農業共済
問合せ先	上記連絡先

## 5 農業用ハウス、畜舎、果樹棚及び農業用機械等の修繕や再整備をしたい

農業経営を維持していくために必要な農業用ハウス、畜舎、果樹棚及び農業用機械等の再建・修繕（災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂の撤去を含む）に要する経費の一部を支援することができます。

### 【事業概要】

1 助成対象者	平成30年7月豪雨により農業用ハウス等が被災した農業者（市町から被災証明を受けていること）で、被災施設の復旧等を行うことにより農業経営を継続しようとする者
2 支援対象	平成30年6月28日以降の以下に掲げる取組 ①農産物の生産又は加工に必要な施設の復旧・取得 ②農産物の生産又は加工に必要な施設の修繕に必要な資材の購入 ③①と一体的に復旧又は取得する附帯施設の整備 ④農産物の生産又は加工に必要な農業用機械並びに附帯施設の取得・修繕 ⑤農業用ハウス等に流入した土砂の除去 ⑥倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去等 ※支援対象には畜産関係の畜舎等の施設の復旧・取得等も含まれる ※取得はいずれも被災前と同程度のもの
3 補助率	国1/2以内、 <b>県2/10以内、市町2/10以内（計9/10以内）</b> ※市町による上乗せ補助については、 <b>市町において調整中</b> ※園芸施設共済の対象となる施設で、加入の場合は共済金の国費分と合せて国1/2、未加入の場合は国4/10 ※2の⑥については定額補助

### 【留意事項】

\*補助金の交付決定前に整備する場合は、次の資料を保存しておいてください。

- ・施設等の被害状況がわかる書きものや写真等
- ・事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

補助事業制度	平成30年被災農業者向け経営体育成支援事業
問合せ先	市町、県農林水産事務所農村振興課、県畜産事務所畜産振興課

## 6 被災を機に作物転換や規模拡大を図るために農業用ハウスや農業用機械等を導入したい

被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対して、農業用ハウスの設置に必要な生産資材の購入や、農業用機械等のリースに要する経費の一部を支援することができます。

### 【事業概要】

#### 1 事業実施主体

市町、農業者の組織する団体、公社、地域農業再生協議会、特認団体  
※ 受益農家が3戸以上であることが条件です。

#### 2 支援内容

共同で行う取組		補助対象経費	補助率
①資材の調達等支援	作物転換・規模拡大支援	作物転換・規模拡大等に必要なハウス等生産資材等（パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く）の購入等経費	1/2
②農業機械等のリース導入支援		作物転換・規模拡大等に必要な農業機械等をリース導入するために必要な経費 注1：本体価格50万円以上のもの 注2：共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等とすること	本体価格 1/2 以内

### 【留意事項】

- \* 補助金の交付決定前に整備したのも対象となる見込みですが、被災日以降の取組が分かる書類や領収書などを必ず保管しておいてください。
- \* 支援内容の項目ごとに事業対象の要件があります。

補助事業制度	平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業
問合せ先	中国四国農政局，県農業経営発展課

## 7 営農再開に必要な農業資材を購入したい、農業用機械を借りたい

今回の災害に伴い営農再開に必要な被災ほ場の栽培環境整備に要する経費、次期作に必要な種子・種苗等の生産資材の購入経費、営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費の一部を支援することができます。

### 【事業概要】

#### 1 事業実施主体

市町、農業者の組織する団体、公社、地域農業再生協議会、特認団体  
 ※受益農家が3戸以上であることが条件です。

#### 2 支援内容

共同で行う取組		補助対象経費	補助率
①資材の調達等支援	次期作等支援	営農再開に必要な、生産資材の購入経費、作業委託費、農業機械等レンタル経費	1/2
②栽培環境整備支援	作物残さの撤去	作物残さの撤去、追加的な防除・施肥等の掛かり増し経費	1,500円/10a以内
	追加防除・施肥	生産回復等に向けての追加防除、施肥に係る資材購入等の掛かり増し経費	1/2
	防除方法の転換	地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費	1/2
③土づくり支援		災害復旧事業により客土を行ったほ場で、堆肥の追加投入及び緑肥のすき込みに必要な経費	10,000円/10a以内

### 【留意事項】

- \* 補助金の交付決定前に整備したのもも対象となる見込みですが、被災日以降の取組が分かる書類や領収書などを必ず保管しておいてください。
- \* 支援内容ごとに事業対象の要件があります。

補助事業制度	平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業
問合せ先	中国四国農政局，県農業経営発展課

## 8 共同利用施設等を復旧したい

被災により共同利用施設や集出荷施設等が使用できなくなった場合、復旧経費の一部を支援することができます。詳しくは、各事業ごとのページを確認してください。

### 【事業概要】

目的	事業名	主な要件	補助対象経費	補助率
被災した共同利用施設等の復旧、整備	農林水産業共同利用施設災害復旧事業	事業費が40万円以上 法定耐用年数の1.4倍を超過していない施設	被災施設の復旧費を経年原価方式により算出した額 (ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%以上)	5/10 (9/10になる場合があります)
	平成30年7月豪雨被災施設整備等対策(強い農業づくり交付金)	受益農業従事者が5戸以上であること	被災した産地における農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設の修繕、再整備、被災施設の撤去、整地に必要な経費	1/2
被災した集出荷施設等の農作物の出荷円滑化	平成30年度梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業	受益者が3戸以上であること	被災により機能が低下した集出荷施設等の簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費	1/2
			被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要な輸送経費	7,000円/t以内
			被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復させるために必要な作業労賃費	5,600円/人日以内

### 【留意事項】

\* 補助金の交付決定前に整備したのもも対象となる見込みですが、被災日以降の取組が分かる書類や領収書などを必ず保管しておいてください。

8-① 共同利用施設等を復旧したい  
(農林水産業共同利用施設災害復旧事業)

今回の災害が原因で、農協等が所有するカントリーエレベータや集出荷施設などが被災し、使用できなくなった場合、「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」により復旧経費の一部を支援することができます。

【事業概要】

1 事業の対象者	農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人など (※単一の農事組合法人において専ら利用している施設は対象外)
2 対象となる施設	農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設 (※法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限る)
3 事業費	40万円以上であって、被災施設の復旧費を経年原価方式により算出した額 (※ただし、当該施設の再取得に要する経費の20%以上)
4 補助率	事業費の40万円までの部分3/10、40万円以上の部分5/10の支援が基本 (※ただし、40万円までの部分4/10、40万円以上の部分9/10の支援になる場合がある)

【留意事項】

- \* 復旧事業に係る計画概要書の提出を被災後30日以内に行う必要があります。
- \* 被災前の状況がわかる書類（被害程度がわかる写真、図面、固定資産台帳の写しなど）を保管しておいてください。
- \* 災害査定前整備した復旧費についても対象となりますが、被災日以降の工事がわかる見積書や設計書、領収書などは必ず保管しておいてください。

補助事業制度	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
問合せ先	県団体検査課

8-② 共同利用施設等を復旧したい  
(平成30年7月豪雨被災施設整備等対策(強い農業づくり交付金))

今回の災害により被害を受けた産地における農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設の整備に要する経費の一部を支援することができます。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用の一部を支援することができます。

【事業概要】

1 対象となる施設	被災した受益農業従事者が5名以上の共同利用施設
2 事業費	共同利用施設の整備, 補修, 修繕に係る費用 被災した施設の解体, 撤去及び廃棄, 施設用地の再造成等に係る費用
3 成果目標	農業生産が被災前に比べて概ね同等以上に回復
4 補助率	1/2

【留意事項】

\* 補助金の交付決定前に整備したのも対象となる見込みですが、被災日以降の取組が分かる書類や領収書などを必ず保管しておいてください。

補助事業制度	平成30年7月豪雨被災施設整備等対策(強い農業づくり交付金)
問合せ先	市町, 県農林水産事務所農村振興課, 県畜産事務所畜産振興課



8-③ 共同利用施設等を復旧したい  
 (平成30年度梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業)

被災した集出荷施設等（集出荷貯蔵施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、育苗施設、産地管理施設及び生産技術高度化施設）における農作物の出荷の円滑化等を図るため、施設の仮復旧、周辺集出荷施設等の活用、集出荷機能等の強化に対する取組に要する経費の一部を支援することができます。

【事業概要】

1 事業実施主体

集出荷施設等の所有者又は運営主体で次に掲げる者

市町、農業者の組織する団体、公社、地域農業再生協議会、特認団体

※受益農家が3戸以上であることが条件です。

2 支援内容

共同で行う取組	補助対象経費	補助率
施設の仮復旧等	被災により機能が低下した集出荷施設等の簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費	1 / 2
周辺集出荷施設等の活用	被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要な輸送経費	7,000円/ t 以内
集出荷機能等の強化	被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復させるために必要な作業労賃費	5,600円/人日 以内

【留意事項】

\* 補助金の交付決定前に整備したのも対象となる見込みですが、被災日以降の取組が分かる書類や領収書などを必ず保管しておいてください。

補助事業制度	平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業
問合せ先	中国四国農政局，県農業経営発展課

## 9 鳥獣被害防止柵を復旧（再整備）したい

鳥獣被害防止柵が浸水や土砂流入等により破損し使用できなくなった場合、復旧に必要な経費の一部を支援することができる場合があります。

### 【事業概要】

1 事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金
2 対象	受益戸数が3戸以上のワイヤーメッシュ柵等
3 補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営施行の場合は対象資材費の定額（上限単価あり）</li> <li>・上記以外の場合は1/2以内（上限単価あり）</li> </ul>

### 【施設の上限単価】

獣種等	柵の種類	直営施行(円/m)	左記以外(円/m)
獣種共通	電気柵（一段当たり）	124	324
	ネット柵	960	2,380
イノシシ	金網柵	1,480	3,910
	ワイヤーメッシュ柵	960	2,380
シカ（イノシシ用を兼ねる）	金網柵	2,150	5,430
	ワイヤーメッシュ柵	1,430	3,570

※消費税を除く

### 【留意事項】

\* 要望をされる際は、まずはお住まいの市町の鳥獣被害対策部署へお問い合わせください。

補助事業制度	鳥獣被害防止総合対策交付金等
問合せ先	市町

## 10 樹園地・樹を復旧したい

果樹園において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合、果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。

### 【単価等】

区分	樹種	単価
改植に必要な苗木代及び樹体の撤去費用等	みかん等のかんきつ	23万円/10a
	ぶどう, もも, なし等の落葉果樹	17万円/10a
	かき, なしのジョイント栽培等	33万円/10a
	その他の果樹	1/2以内
未収益期間に必要な肥料代や農薬代等	—	22万円/10a (5.5万円/10a×改植の翌年から4年分)

※自然災害時の特例措置

- ①被害果樹の同一品種への改植が可能
- ②被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」が可能  
(被害を受けた樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上)

### 【留意事項】

- \* 支援を要望される場合は、産地協議会事務局（各JA等）もしくは（一社）広島県果実生産出荷安定基金協会（JA広島果実連内）にお問い合わせください。
- \* 果樹産地構造改革計画が策定された産地に限りです。

補助事業制度	果樹経営支援対策事業
問合せ先	JA, JA広島果実連

## 1.1 災害により果樹栽培に余分な労務がかかる

モノレールが壊れたことによる運搬労務や、災害によって本年度の収穫が見込めない場合の樹体保護のためのせん定作業に必要な費用を支援します。

### 【事業概要】

区分	単価
作業を行うための雇用にかかる費用	上限5,600円/人・日
運搬車、アシストスーツ等の運搬補助機器のレンタル費用	1/2以内

### 【留意事項】

- \* 要望される場合は、産地協議会事務局（各JA等）もしくは（一社）広島県果実生産出荷安定基金協会（JA広島果実連内）にお問い合わせください。
- \* 果樹産地構造改革計画が策定された産地に限りです。

補助事業制度	果樹経営支援対策事業
問合せ先	JA, JA広島果実連

## 1.2 果樹園の防除作業を委託したい

被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費について平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業の支援を受けることができます。

### 【事業概要】

1 事業名	平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業
2 対象	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費
3 補助率	1/2以内
4 取組主体	集出荷施設等の所有者又は運営主体である市町、農業者の組織する団体、公社、地域農業再生協議会及び特認団体 (受益農家が3戸以上であることが条件)

### 【留意事項】

\* 補助金の交付決定前に実施したのも対象となる見込みですが、被災日以降の取組が分かる書類や、請求書及び契約書などを必ず保管しておいてください。

補助事業制度	平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業
問合せ先	中国四国農政局，県農業経営発展課

### 1.3 かん水施設、モノレール又は園内道等を復旧したい

果樹園のかん水施設等の復旧を支援します。なお、利用形態、規模によって活用できる事業が異なります。

#### 【事業概要】

事業名	かん水施設	モノレール	園内道
農地・農業用施設災害復旧事業 (3ページ参照)	共同利用施設であり工事費が40万円を超える場合。	2戸以上の共同利用。幅員1.2m以上の道路に接続する50m以上のモノレールが被災した場合	共同利用で工事費が1カ所あたり40万円以上の場合。
経営体育成支援事業 (8ページ参照)	個人利用の場合	個人利用の場合	—
果樹経営支援対策事業	個人利用の場合 用水・かん水施設の整備 受益面積：概ね10a以上 補助率 1/2	個人利用の場合 園地管理軌道施設の整備 同種同能力の再整備は不可 受益面積：概ね10a以上 補助率 1/2	個人利用の場合 園内道の整備 受益面積：概ね10a以上 補助率 1/2

#### 【留意事項】

- \* 果樹経営支援対策事業を要望される場合は、産地協議会事務局（各JA）もしくは（一社）広島県果実生産出荷安定基金協会（JA広島果実連内）にお問い合わせください。
- \* 果樹経営支援対策事業は、果樹産地構造改革計画が策定された産地に限り実施可能です。

補助事業制度	果樹経営支援対策事業
問合せ先	JA, JA広島果実連 (農地・農業用施設災害復旧事業, 経営体育成支援事業の連絡先については、各事業の掲載箇所を参照してください。)

## 1.4 農業経営の再建及び維持安定を図るため低利な資金を借りたい

被害を受けられた農業者の皆様が、経営再建のための運転資金や被害を受けた機械・施設等の改良などのために利用できる主な資金は次のとおりです。

各資金の詳細は、それぞれの融資機関にご相談ください。

### 【事業概要】

使途	資金名	対象となる被災農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	償還期限 (うち据置)	融資機関
運転資金	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業者	①1,200万円又は年間経営費の12/12 ②5年間無利子 ※6年目以降0.25%	10年 (3年)	日本政策金融公庫 広島支店
	JA農業災害資金	10%以上の被害があると市町が認めたJA組合員	①個人200万円 (畜産・果樹経営の場合は500万円) 法人1,000万円 ②7年間無利子	7年 (1年)	JA
被災した機械・施設等	農業経営基盤強化(スーパーL)資金	認定農業者	①個人3億円 法人10億円 ②5年間無利子 ※6年目以降0.25~0.4%	25年 (10年)	日本政策金融公庫 広島支店
	農林漁業施設資金	農林漁業者など	①負担額又は1施設あたり1,200万円 ②5年間無利子 ※6年目以降0.25~0.4%	15年 (3年)	
	農業近代化資金	認定農業者、認定新規就農者など	①個人1,800万円 法人・団体2億円 ②5年間無利子 ※6年目以降0.25%	7~17年 (2~7年)	JA, 銀行

### 【留意事項】

\* JAバンクで融資を受ける際、JA農業災害資金及び農業近代化資金の債務保証料の負担はありません。

\* 利率は平成30年8月20日現在のもので、毎月変動します。詳しくは金融機関に照会してください。

補助事業制度	広島県農業制度資金（農業近代化資金，農業振興資金）， 農林漁業セーフティネット資金，経営体育成強化資金
問合せ先	JA，（株）日本政策金融公庫広島支店 県就農支援課

# 農業制度資金相談窓口一覧

融資機関・組織名		住 所	電話番号
JA			
JA広島市	JA広島市 ローンセンター	〒731-0113 広島市安佐南区西原8-38-24	0120-850-114
JA佐伯中央	融資課	〒738-0034 廿日市市宮内4473-1	0829-39-3213
JA安芸	融資審査健全課	〒736-0046 安芸郡海田町窪町8-8	082-822-6212
JA呉	融資課	〒737-0811 呉市西中央一丁目2-25	0823-24-3132
JA広島中央	金融管理課	〒739-0015 東広島市西条栄町10-35	082-423-5945
JA芸南	信用課	〒739-2402 東広島市安芸津町三津4258-1	0846-45-1243
JA広島ゆたか	本所金融課	〒734-0301 呉市豊町大長5915-8	0823-66-3710
JA尾道市	融資運用課	〒722-0014 尾道市新浜一丁目10-31	0848-23-3323
JA三原	融資審査課	〒723-0052 三原市皆実四丁目7-28	0848-63-3436
JA福山市	審査課	〒720-0803 福山市花園町二丁目7-1	084-924-2213
JA広島北部	融資審査課	〒731-0521 安芸高田市吉田町常友1210	0826-42-0644
JA三次	融資課	〒728-8503 三次市十日市東三丁目1-1	0824-63-9924
JA庄原	融資課	〒727-0013 庄原市西本町二丁目14-1	0824-72-0382
日本政策金融公庫			
(株)日本政策金融公庫 広島支店		〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング6階	082-249-9152
銀行			
(株)広島銀行	法人企画部	〒730-0031 広島市中区紙屋町1-3-8	082-504-3810
(株)もみじ銀行	事業性評価部	〒730-8678 広島市中区胡町1-24	082-241-3499
呉信用金庫	営業統括本部 地域貢献部	〒737-8686 呉市本通2-2-15	0823-24-1195
しまなみ信用 金庫	融資一部	〒723-0017 三原市港町1-8-1	0848-62-7114
広島県			
就農支援課	農業金融グループ	〒730-8511 広島市中区基町10-52本館4階	082-513-3554



## 1.5 農業経営の再開に向けて、専門家に相談したい

被災農業者が農業経営の再開に向けた中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等の専門家による個別相談を受けることができます。

### 【事業概要】

支援の内容	対象者	費用	相談先
・専門家による経営再開に向けた個別相談	被災農業者	無料	農業経営者サポートセンター ((一財)広島県森林整備・農業振興財団)

補助事業制度	農業経営者サポート事業
問合せ先	(一財)広島県森林整備・農業振興財団，県就農支援課

16 復旧するまで働きたい、あるいは従業員を確保したい方の技術習得のための研修実施を支援します

被災農業者を雇用し、農業法人等で農業技術の習得等に必要な経費の助成や、被災農業法人等が従業員を他の法人へ派遣した場合の代替職員の人件費等を助成します。

【事業概要】

支援の内容	助成額	支援期間	相談先
<p>農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用し研修を実施する場合に必要な経費を助成 （被災者向け農の雇用事業）</p> <p>○被災研修生と3ヶ月以上の雇用契約を締結、35時間以上/週就労すること ○被災者研修生は、人・農地プランに中心経営体として位置付けられた者等であること</p>	<p>年間最大120万円</p> <p>（従業員一人あたりの研修経費：月額最大9.7万円、指導者の研修費：年間最大12万円）</p>	<p>最長2年間</p>	<p>（一社）広島県農業会議</p>
<p>被災農業法人等が従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合、代替職員雇用に必要な経費を助成 （農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ））</p>	<p>年間最大120万円</p> <p>（従業員一人あたりの研修経費：月額最大10万円）</p>	<p>3か月～2年間</p>	

【留意事項】

\*平成31年1月31日まで随時募集します。

補助事業制度	被災者向け農の雇用事業、 農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）
問合せ先	（一社）広島県農業会議

## 1.7 農業次世代人材投資資金を利用されている皆様へ

被災農業者等が農業次世代人材投資資金を受給されている場合、次のとおり対応します。

- 1 研修状況報告及び就農状況報告（準備型、経営開始型）の提出を、遅らせることができます。

提出が必要な書類	通常提出期限	延期期間
研修状況報告 (準備型)	研修開始から6か月間ごとの報告を翌月末まで	次の提出期限 (直近期限の半年後まで)
就農状況報告 (準備型・経営開始型)	平成30年7月末	平成31年1月末まで

- 2 上記1の提出を遅らせた場合でも、被災が証明できる書類を提出すれば交付申請することができます。

事業種別	交付申請に添付する書類
準備型	被災証明等
経営開始型	被災証明等、所得証明書

- 3 被災により農作業ができない場合、経営継続に向けた復旧作業について、研修実施日数や農業生産等の従事日数に加算することができます。

事業種別	加算可能な作業（加算できる日数）	提出が必要な書類
準備型	指導員立会いの下で実施する研修先の復旧作業研修 (復旧作業研修を行った日数)	研修状況報告
経営開始型	自らの営農継続に向けた復旧作業に従事 (復旧従事日数を農業生産等の従事日数として加算)	就農状況報告

- 4 被災地に就農予定の準備型の受給者は、就農を遅らせることができます。

事業種別	通常就農開始時期	遅らせた場合の就農開始時期	提出が必要な書類
準備型	研修終了後1年が経過するまで	研修終了後2年が経過するまで	就農遅延報告

- 5 上記1～4に必要な書類の提出先は次のとおりです。書類の準備や作成についても相談してください。

事業種別	書類の提出先
準備型	県就農支援課、県農林水産事務所（事業所）
経営開始型	市町

補助事業制度 農業次世代人材投資事業

問合せ先 市町、県就農支援課

## 1.8 農地中間管理事業を利用している借受者の皆様へ

被災農業者等が農地中間管理事業を利用して農地を借りている場合、次のとおり対応します。

### 1 借受農地の賃借料の支払猶予ができます。

項目	通常支払期限	支払猶予期間	支払方法	猶予するための相談先
平成30年分の農地の賃借料	平成30年11月末	※別途ご相談ください	借受者の指定する金融機関の口座からの引き落とし	広島県農地中間管理機構 ((一財)広島県森林整備・農業振興財団)

### 2 借受農地が被災し、収益が賃借料より少なくなった場合、賃借料を減額できます。

項目	減額単位	必要な書類	減額の相談先・申請先
平成30年分の農地の賃借料	農地1筆ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃借の減額申請書</li> <li>被災状況等の根拠資料（市町等に提出した被災資料等の写しなど）など</li> </ul>	広島県農地中間管理機構 ((一財)広島県森林整備・農業振興財団)

補助事業制度	—
問合せ先	広島県農地中間管理機構 ((一財)広島県森林整備・農業振興財団) 県就農支援課

## 1.9 畜舎（酪農関係）の修繕や再整備をしたい

酪農関連施設（6次産業化関連施設を除く）や機械の被害を受けられた場合、「酪農経営支援総合対策事業」により、次の補助対象となる取組に対し、経費の一部を支援することができます。

### 【事業概要】

1 被害の内容等	① 牛舎の損壊等 ② 牛舎の損壊等あるいは緊急的な乳用牛の避難
2 補助対象となる取組	① 簡易牛舎等の整備及び既存牛舎を増築する場合の資材の支給 ② 牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（修繕費を含む。）
3 補助率	事業費の1/2以内

### 【留意事項】

\* 事業は、3者以上の酪農経営体から構成される生産者集団又は農業協同組合等が行い、対象は、市町から平成30年の梅雨期豪雨により、畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を受けた畜産経営体となります。

\* 被災した以降の取組であれば、事業計画承認以前の取組でも補助対象となります。ただし、以下の書類等が必要です。

- ・ 畜産関連施設等の被害状況が判る写真
- ・ 取組作業を行った者、日付、費用の額が判る書類等
- ・ 発注書、納品書、請求書、領収書等の書類

補助事業制度	酪農経営支援総合対策事業
問合せ先	広島県酪農業協同組合、（一社）中央酪農会議

## 20 畜舎（肉用牛関係）の修繕や再整備をしたい

肉用牛関連施設（6次産業化関連施設を除く）や機械の被害を受けられた場合、「肉用牛経営安定対策補完事業」により、次の補助対象となる取組に対し、経費の一部を支援することができます。

### 【事業概要】

1 被害の内容等	① 牛舎の損壊等 ② 緊急的な家畜の避難
2 補助対象となる取組	① 牛舎，飼養管理のための附带施設・機械の補改修等（修繕費を含む。） ② 簡易牛舎等の整備及び既存牛舎を増築する場合の資材の支給
3 補助率	事業費の1/2以内

### 【留意事項】

\*事業は、3戸以上の農業者から構成される生産者集団又は農業協同組合等が行い、対象は、市町から平成30年の梅雨期豪雨による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を受けた畜産経営体となります。

\*被災した以降の取組であれば、事業計画承認以前の取組でも補助対象となります。ただし、以下の書類等が必要です。

- 畜産関連施設等の被害状況が判る写真
- 取組作業を行った者，日付，費用の額が判る書類等
- 発注書，納品書，請求書，領収書等の書類

補助事業制度	肉用牛経営安定対策補完事業
問合せ先	JA等関係団体，（一社）広島県畜産協会

## 2.1 畜舎（養豚関係）の修繕や再整備をしたい

養豚関連施設（6次産業化関連施設を除く）や機械の被害を受けられた場合、「養豚経営安定対策補完事業」により、次の補助対象となる取組に対し、経費の一部を支援することができます。

### 【事業概要】

1 被害の内容等	豚舎等の損壊等
2 補助対象となる取組	① 豚舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（修繕費を含む。） ② 簡易豚舎の整備及び既存豚舎を増築する場合の資材の支給
3 補助率	事業費の1/2以内

### 【留意事項】

- \* 事業は、3戸以上の養豚業を営む者から構成される生産者集団又は農業協同組合等が行い、対象は、市町から平成30年の梅雨期豪雨による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を受けた畜産経営体となります。
- \* 被災した以降の取組であれば、事業計画承認以前の取組でも補助対象となります。ただし、以下の書類等が必要です。
  - ・ 畜産関連施設等の被害状況が判る写真
  - ・ 取組作業を行った者、日付、費用の額が判る書類等
  - ・ 発注書、納品書、請求書、領収書等の書類

補助事業制度	養豚経営安定対策補完事業
問合せ先	広島県養豚協会、（一社）広島県畜産協会

## 2.2 死亡した家畜や廃用した家畜に代わる家畜導入を行いたい

飼養する家畜が死亡、廃用あるいはやむをえず売却した場合、「酪農経営支援総合対策事業」、「肉用牛経営安定対策補完事業」及び「養豚経営安定対策補完事業」により、家畜導入の取組に対し、経費の一部を支援することができます。

### 【事業概要】

畜種	補助率〔上限額〕	必要書類等
1 乳用牛	1/2以内	①第三者による証明書（死亡診断書、と畜証明書、出荷伝票等） ②市町が交付する畜産関連施設の被害を証明する書面 ③被害状況が判る写真
2 肉用牛	〔 ① 妊娠牛 275千円/頭 ② その他雌牛 175千円/頭 〕	
3 豚	1/2以内 〔 繁殖用雌豚 40千円/頭 〕	

### 【留意事項】

\* 被災した以降の取組であれば、事業計画承認以前の取組でも補助対象となります。ただし、以下の書類等が必要です。

- ・ 畜産関連施設等の被害状況が判る写真
- ・ 取組作業を行った者、日付、費用の額が判る書類等
- ・ 発注書、納品書、請求書、領収書等の書類

\* 各家畜の導入については、事業申請先となる各団体(下記の間合せ先)へ確認してください。

補助事業制度	(酪農) 酪農経営支援総合対策事業 (肉用牛) 肉用牛経営安定対策補完事業 (養豚) 養豚経営安定対策補完事業
間合せ先	(酪農) 広島県酪農業協同組合 (肉用牛) JA等関係団体、(一社) 広島県畜産協会 (養豚) 広島県養豚協会、(一社) 広島県畜産協会



## 23 牛マルキン，豚マルキンの特例措置（生産者負担金免除等）を受けたい

畜産関連施設が被災された牛マルキン，豚マルキンの契約生産者の方は，以下の支援を受けることができます。

### 【事業概要】

事業名	支援内容	必要書類等
1 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）	生産者積立金の納付免除	①市町が交付する畜産関連施設の被害を証明する書面 ②被害状況が判る写真
	事業対象牛の要件緩和	
2 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）	生産者積立金の納付免除	

### 【留意事項】

#### \* 生産積立金の納付免除の対象

（牛マルキン） 平成30年10月末日までに納付期限が到来する牛

（豚マルキン） 平成30年度第1四半期（平成30年4～6月）分

#### \* 事業対象牛の要件緩和の内容

（牛マルキン） 県を越えて移動または権利承継された牛や前倒し出荷した牛を交付対象に追加

#### \* 該当期間に補てん金の発動があった場合，国補助金分に当たる

（牛マルキン） 補てん金単価の3/4に相当する額

（豚マルキン） 補てん金単価の1/2に相当する額 が交付されます。

補助事業制度	（肉用牛） 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 （ 豚 ） 養豚経営安定対策事業
問合せ先	（肉用牛） （一社）広島県畜産協会 （ 豚 ） 広島県養豚協会

## 2.4 自給飼料（飼料作物）の被害を軽減してほしい

自給飼料の被害を受けた畜産農家の方は、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進資材や不足する粗飼料の購入経費等の一部を支援することができます。

### 【事業概要】

支援対象	支援内容	補助率
1 サイレージ品質低下防止対策	①品質低下防止資材（発酵促進資材）共同購入経費の一部を支援 ②給与前のサイレージ品質の確認（飼料分析）経費の一部を支援	① 1/2以内 ② 定額
2 代替粗飼料確保対策	代替粗飼料等を共同購入し確保する経費の一部を支援	定額 (5円/kg以内)

### 【留意事項】

\*被災した以降の取組であれば、事業計画承認以前の取組でも補助対象となります。ただし、以下の書類等が必要です。

- 被害状況が判る写真
- 取組作業を行った者、日付、費用の額が判る書類、写真等
- 発注書、納品書、請求書、領収書等の書類、購入したものの写真等

\*事業実施に当たっては、県域をカバーする事業実施主体（団体）が必要です。

\*発酵促進資材や代替粗飼料の購入は、共同購入であることが必要です。

補助事業制度	粗飼料確保緊急対策事業
問合せ先	(酪農) 広島県酪農業協同組合 (肉用牛) 全国農業協同組合連合会広島県本部

## 25 被災による乳房炎を防止するため、搾乳機器の点検・補修等をしたい

畜産関連施設の被害を受けられた酪農経営体や、集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の被害を受けられた酪農経営体が、「酪農経営支援総合対策事業」により乳房炎防止対策を実施する場合、経費の一部を支援することができます。

### 【事業概要】

支援の内容等	補助率
1 搾乳機器の点検・補改修等 乳房炎防止のために行う搾乳機器の点検及び点検に基づく搾乳機器の補改修に要する経費の一部を支援	1 / 2以内
2 治療薬剤等の支給 乳房炎の治療薬剤及び予防用飼料添加剤の支給に要する経費の一部を支援	

### 【留意事項】

- \* 事業は、3者以上の酪農経営体から構成される生産者集団又は農業協同組合で、対象は、市町から平成30年の梅雨期豪雨により、畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を受けた畜産経営体となります。
- \* 被災した以降の取組であれば、事業計画承認以前の取組でも補助対象となります。ただし、搾乳機器の点検、補改修関連書類（点検結果、見積書、納品書、領収書等）が必要です。
- \* 搾乳機器の補改修は、点検結果に基づき補改修の必要ありと認められた場合に限りです。

補助事業制度	酪農経営支援総合対策事業
問合せ先	広島県酪農業協同組合、（一社）中央酪農会議

# 広島県問合せ窓口一覧

組織名	電話番号	関連支援策
<b>本庁</b>		
農林水産局農林水産総務課	082-513-3522	
// 団体検査課	082-513-3526	4,8-①,
// 販売・連携推進課	082-513-3588	
// 就農支援課	082-513-3531	14,15,16,17,18
// 農業経営発展課	082-513-3557	6,7,8-③,12
// 農業技術課	082-513-3559	9
// 畜産課	082-513-3598	
// 農林整備管理課	082-513-3635	
// 農業基盤課	082-513-3649	
<b>西部農林水産事務所（広島市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，安芸郡，山県郡）</b>		
農村振興課	082-513-5411	5,8-②,
農村整備第一課	082-513-5431	1,2,3
<b>西部農林水産事務所呉農林事業所（呉市，江田島市）</b>		
農村振興課	0823-22-5400	5,8-②,
農村整備第一課	0823-22-5400	1,2,3
<b>西部農林水産事務所東広島農林事業所（竹原市，東広島市，豊田郡）</b>		
農村振興課	082-422-6911	5,8-②,
農村整備第一課	082-422-6911	1,2,3
<b>東部農林水産事務所（福山市，府中市，神石郡）</b>		
農村振興課	084-921-1311	5,8-②,
農村整備第一課	084-921-1311	1,2,3
<b>東部農林水産事務所尾道農林事業所（三原市，尾道市，世羅郡）</b>		
農村振興課	0848-25-2011	5,8-②,
農村整備第一課	0848-25-2011	1,2,3
<b>北部農林水産事務所（三次市，庄原市）</b>		
農村振興課	0824-72-2015	5,8-②,
農村整備第一課	0824-72-2015	1,2,3

## 広島県問合せ窓口一覧

組織名	電話番号	関連支援策
西部農業技術指導所（広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡）		
	082-420-9661	
東部農業技術指導所（三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡）		
	084-921-1311	
北部農業技術指導所（三次市，庄原市）		
	0824-63-5181	
西部畜産事務所（広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡）		
畜産振興課	082-423-2441	5,8-②
東部畜産事務所（三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石高原郡）		
畜産振興課	084-921-1311	5,8-②
北部畜産事務所（三次市，庄原市）		
畜産振興課	0824-72-2015	5,8-②

# 関係団体等問合せ窓口一覧

組織名	電話番号	関連支援策
<b>農林水産省</b>		
中国四国農政局	086-224-4511	6,7,8-③,12
<b>JAグループ</b>		
JA広島市	082-831-5500	10,11,13,14
JA佐伯中央	0829-39-3232	10,11,13,14
JA安芸	082-822-0076	10,11,13,14
JA呉	0823-25-1200	10,11,13,14
JA広島中央	082-422-2166	10,11,13,14
JA芸南	0846-45-1240	10,11,13,14
JA広島ゆたか	0823-66-2011	10,11,13,14
JA尾道市	0848-23-3322	10,11,13,14
JA三原	0848-63-3434	10,11,13,14
JA福山市	084-924-2211	10,11,13,14
JA広島北部	0826-42-1111	10,11,13,14
JA三次	0824-63-9913	10,11,13,14
JA庄原	0824-72-4271	10,11,13,14
JA広島果実連	0846-26-0011	10,11,13
※JAグループの農業制度資金相談窓口については、21ページを参照してください。		
<b>畜産関係団体</b>		
広島県酪農業協同組合	0824-64-2071	19,22,24,25
(一社) 広島県畜産協会	082-244-4768	20,21,22,23
広島県養豚協会	082-244-1783	21,22,23
全国農業協同組合連合会広島県本部畜産部	0824-62-3147	24
(一社) 中央酪農会議	03-6688-9841	19,25
<b>その他の団体</b>		
(一財) 広島県森林整備・農業振興財団 (広島県農地中間管理機構)	082-541-5188	15,18
(一社) 広島県農業会議	082-545-4146	16